2018 年度

〈日本人派遣留学プログラム〉奨学生

募集要項

公益財団法人 吉田育英会

１　〈日本人派遣留学プログラム〉奨学金について

吉田育英会について

公益財団法人吉田育英会は、ＹＫＫグループの創業者である吉田忠雄氏の提唱により、資質優秀な学生に経済的支援を行うことで社会に有用な人材を育成することを目的に、1967年(昭和42年)３月に設立された財団です。

奨学金の目的

この奨学金は、名称を「〈日本人派遣留学プログラム〉奨学金」といい、海外の大学院等に留学する日本人留学生に対し、奨学金を支給するプログラムです。

当会は、国際舞台で活躍する未来のリーダーの育成を支援するため、優秀な日本人留学生に返済の必要のない給与奨学金を提供します。また、当会の奨学生が末長い交友のネットワークを結ぶことを願って、奨学生の交流の機会を積極的に提供します。

求める人材像

当会は、〈日本人派遣留学プログラム〉奨学生として、次に掲げる点を兼ね備える人材を求めます。

・学術研究のレベルが高い方
・留学の目的意識を明確に持っている方
・成果の社会還元の志を有している方
・リーダーとしての資質を有する方
・豊かな個性があり、研究内容に独創性が感じられる方

奨学生証授与式・懇親会

２　2018年度〈日本人派遣留学プログラム〉奨学生の募集について

支給内容

奨学金として、次に掲げる各項目の内容を支給します。（下記奨学金は非課税）

・生活滞在費として奨学期間を通じて月額20万円

・奨学生が留学先の大学に納付する学費について、「学校納付金」として奨学期間内に合計250万円以内の実費

・扶養補助として月額２万円（奨学生が配偶者と同居し、かつ配偶者が無収入の場合）

・往復の渡航に要する交通費

「学校納付金」には、留学先の大学に対して納付する入学金や授業料等の費用を含みます。ただし、学生健康保険料等の生活滞在にかかる経費は除きます。また、入学金は複数の大学に合格した場合も実際に入学する１校分のみを支給します。

また、奨学生が留学の成果を最大限に上げられるよう、奨学生は、「学校納付金」を、奨学期間中の学術研究のためにかかる費用(研究費)を賄うために使用できます。

奨学金の対象となる分野

人文科学系分野※、社会科学系分野または自然科学系分野

※語学研修、芸術の実演・制作及びそれらの研修を目的とするものは除きます。

採用予定人数

５名程度（2018年度採用分の合計）

奨学期間

奨学金の支給を開始した月から２年以内。ただし、博士号取得を目的に留学する方については、留学先での学業・研究の進捗状況を確認のうえ、１年以内の延長を認めます。（詳細は、当会ホームページからダウンロードできる「奨学生の手引き」10～11ページをご参照ください。）

応募資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす方とします。

・日本国籍を有する方。

・2017年４月１日現在において35歳未満である方。

・奨学生採用内定後、2018年４月から2019年３月までの間に新たに留学を開始する方。当会の応募締切時においてすでに留学中の方や、学部または大学院で１年超の留学経験を有する方は対象となりません。

・応募時において日本の大学に在籍している方(学生、教育研究職の別を問わない。大学付置研究機関を含む)。

・日本の大学の学士号以上の学位を留学開始までに取得している方。

・次のいずれかを留学の目的とする方。

①海外の大学の博士号を取得すること。

②海外の大学院同等の研究機関で研究を行うこと(日本の大学の博士号を留学開始までに取得している場合のみ。いわゆるポスドク研究員。留学期間は2年間であることが望ましい。)。

③海外の医学医療・公衆衛生系大学院で専門職学位を取得すること、または同等の研究機関で研究を行うこと(日本の医師免許を留学開始までに取得している場合のみ)。

・私費留学生である方。国費留学生や民間企業から派遣される留学生は対象となりません。また、留学中に他に収入のある方は対象になりません。ただし、留学先の大学から支給される奨学金や、ＴＡ、ＲＡ等による収入を除きます。
・留学先で人文科学、社会科学、または自然科学のいずれかの分野を専攻する方。ただし、語学研修、芸術の実演・制作及びそれらの研修を目的とするものは除きます。
・留学先で支障なく勉学、調査、研究を行う語学能力のある方。英語圏に留学する方は、奨学金の応募に先立ち、TOEFL(団体向けのITPテストは不可)またはIELTSをあらかじめ受験してください。英語圏以外の国に留学し、当該国の言語を主に研究に使用する方は、ZD(ドイツ語)・DAPF(フランス語)等の試験をあらかじめ受験してください。

留学に際して望まれる語学力（英語圏）		
	TOEFL	IELTS（アカデミック・モジュール）
専攻分野が理系の場合	iBT88 点(PBT570 点)	6.5
専攻分野が文系の場合	iBT100 点(PBT600 点)	7.0

・家計基準（世帯の家計支持者ならびに本人及び配偶者の収入による応募制限等）はありません。

募集の方法

この奨学金の募集にあたっては、推薦依頼校を通じた募集と公募を行います。

(1) 推薦依頼校を通じた募集

当会は、当会の指定する複数の大学(推薦依頼校)から奨学生候補者の推薦を受け付けます。推薦依頼校のいずれかに在籍する方は、必ず大学を通じて応募してください。志願者からの直接応募は受け付けません。

推薦依頼校における奨学生候補者の募集方法は大学により異なります。詳しくは各大学の奨学金担当部署にお問い合わせください。

~~(2) 公募~~

~~推薦依頼校以外の大学に在籍する方に対しては、奨学生の公募を行います。奨学金を希望する方は当会に直接応募できます。~~

申請手続き

(1) 推薦依頼校を通じた募集の場合

応募者は、次に掲げる書類を大学に提出してください。このうち、①②③については、吉田育英会ホームページから様式をダウンロードしてパソコンで作成し、自署欄に肉筆で署名・捺印のうえ提出してください。

①願書（第１号様式Ｄ）･･･ 願書に記入した留学先(最大５機関)のいずれかに留学するものとします。
②推薦書（担当指導教官によるもの）（第２号様式Ｄ）
③留学期間中の資金計画（第３号様式Ｄ）
④応募時における大学院等の在学(在籍)証明書
⑤成績証明書（学部及び大学院(修士・博士課程）･･･ 高等専門学校からの編入者の場合、高等専門学校において学部に相当する年度の成績証明書も提出してください。また、大学院在学者は、応募時において在学中の年度の成績証明書も可能な限り提出してください（学年の前期分等）。
⑥留学先の合格証明書または受入承諾書(応募時においてすでに合格または承諾を得ている場合)
⑦卒業論文または修士・博士論文の要約(Ａ４用紙縦２枚以内、横書き）※現在、完成した論文がない場合は、執筆中または執筆予定の論文の要約を提出してください。（この場合、執筆中または執筆予定である旨を明記してください。）
⑧語学試験のスコア票(コピー可)または指導教官による語学能力の証明書 ･･･ スコア票は、当会の

応募締切時の２年前までに発行されたもの（2015年10月以降のもの）を有効とします。試験のない言語の場合は、研究に支障のない語学レベルを有することを証明する内容の、留学先又は国内の指導教官作成の書類(和文又は英文／指導教官の署名・捺印必要)を添付してください。

推薦依頼校は、各校において推薦することを決定した奨学生候補者の応募書類一式を、下記の提出期限までに当会にご提出ください。

＜提出先＞　所属学部・研究科　教務学生係
＜提出締切＞　所属学部・研究科に確認してください

~~(2) 公募の場合~~

~~応募者は、(1)に掲げた書類を下記の提出期限までに当会事務局宛に提出してください。①②③の作成の要領も同様です。~~

~~《提出期限》2017年１０月６日(金曜日) 当日消印有効~~

~~なお、いずれの場合も、当会に提出された願書等の書類は、原則として返却しません。~~

申請後の変更

当会への候補者推薦(推薦依頼校を通じた募集の場合)または直接応募(公募の場合)の後に、応募書類の内容に重要な変更が発生した場合には、推薦依頼校または応募者本人は、速やかに当会まで連絡してください。重要な変更には、次に掲げる事項があります。

・希望留学先または専攻の変更　・留学先での研究テーマの変更　・指導教官(推薦書記入者)の変更　等

選考・採用

推薦依頼校からの応募者及び公募による応募者を対象に、当会において奨学生採用選考を行います。選考は、書類選考および面接選考の二段階で行い、いずれも当会の委嘱する奨学生選考委員が選考に当たります。また、選考結果を推薦依頼校及び応募者本人に対して通知します。

(1) 第一次審査（書類選考）（2017年１１月下旬結果通知予定）

応募方法の別にかかわらず、第一次審査として書類選考を行います。

(2) 第二次審査（面接選考）（2017年１２月１日実施予定）

書類選考の合格者に対して、第二次審査として面接選考を行います。面接選考の際、応募者にはＰＣによるプレゼンテーションを行っていただきます。面接は当会所在地(東京都墨田区)において実施し、受験者には当会規定に基づき所定の交通費を支給します。

(3) 採用内定（2017年１２月初旬通知予定）

第二次審査（面接選考）の合格者を、当会の奨学生として採用内定します。

(4) 採用決定

採用内定者からの留学先の合格証明書類の受領をもって、奨学生の正式採用を決定します。

(5) 奨学生証授与式・懇親会・新規採用者交流会（2018年３月下旬開催予定）

「奨学生証授与式」を開催し、新規採用された奨学生に「奨学生証」を授与します。また、授与式翌日に「新規採用者交流会」を開催します。

お問い合わせ先

公益財団法人 吉田育英会　事務局

〒130-8521 東京都墨田区亀沢3-22-1　TEL: 03-5610-8103　FAX: 03-5610-8104
E-mail: webmaster@ysf.or.jp　URL: http://www.ysf.or.jp